

第 19 回

熊本県議会

地域対策特別委員会会議記録

令和4年12月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第19回 熊本県議会 地域対策特別委員会会議記録

令和4年12月15日（木曜日）

午前9時59分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 新たな地方創生への取組について
- (2) 行政サービスの維持向上について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 緒方 勇 二
 副委員長 河津 修 司
 委員 岩下 栄 一
 委員 松田 三 郎
 委員 吉永 和 世
 委員 池田 和 貴
 委員 小早川 宗 弘
 委員 田代 国 広
 委員 西 聖 一
 委員 渕上 陽 一
 委員 前田 憲 秀
 委員 濱田 大 造
 委員 岩本 浩 治
 委員 城戸 淳
 委員 前田 敬 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 平井 宏 英

理事兼

市町村・税務局長 真田 由紀子

市町村課長 坂野 定 則

人事課長 磯谷 重 和

税務課長 坂口 啓 介

企画振興部

理事兼

デジタル戦略局長 小金丸 健

政策審議監 深川 元 樹

地域・文化振興局長 永友 義 孝

首席審議員兼

企画課長 小川 剛 史

地域振興課長 久保田 健 二

デジタル戦略推進課長 受島 章太郎

システム改革課長 黒瀬 琢 也

知事公室

政策調整監 天野 誠 史

健康福祉部

健康福祉政策課

政策調整審議員 内村 秀 之

医療政策課長 阿南 周 造

環境生活部

環境政策課長 江橋 倫 明

男女参画・

協働推進課長 板橋 麻 里

商工労働部

商工政策課長 津川 知 博

首席審議員兼

労働雇用創生課長 工藤 真 裕

産業支援課課長補佐 工藤 あずさ

観光戦略部

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光振興課長 石井 利 幸

首席審議員兼

販路拡大ビジネス課長 前田 隆

農林水産部

農林水産政策課長 徳永 浩 美

むらづくり課長 吉住 俊 郎

土木部

監理課長 森山 哲 也

住宅課長 今福 裕 一

教育委員会

教育政策課長 竹中 千 尋

事務局職員出席者

政務調査課主幹 西村 哲治
政務調査課主幹 内布 志保美

午前9時59分開議

○緒方勇二委員長 ただいまから、第19回地域対策特別委員会を開催します。

本日の特別委員会は、インターネット中継が行われます。

委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

執行部の紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿に代えさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は、説明資料に関係する職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いします。

議題1、新たな地方創生への取組に関する件、議題2、行政サービスの維持向上に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑を受けたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いします。

また、説明者は着座にて説明をお願いします。

では、資料に沿って執行部から説明をお願いいたします。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

新たな地方創生への取組のうち、まず、DX関係について御説明をいたします。

説明資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、DX機運醸成の取組です。

くまもとDX推進コンソーシアムにつきましては、11月28日時点で、参加団体が314となっております。引き続き、多くの参加をいただいている状況でございます。

次に、最近の取組についてでございますが、まず10月に、企業の支援を目的に、オンラインピッチを開催いたしました。これは、デジタル技術・サービスを持つ企業が、オンライン上で自社のサービスなどをPRする機会を提供するものでございますが、一方で、DXで自社の課題を解決したい企業様にとりましても、これを見ることで取組のきっかけにしてほしいというものでございました。いわゆる企業マッチングを期待したものでございます。

次に、(2)DXセミナーを、11月にオンラインで開催いたしました。企業の幹部層に対しまして、DXを進めていくために必要な考え方、知識を習得する機会として開催したものでございます。

2ページをお願いいたします。

データ活用人材の育成プログラムを「データ活用ブートキャンプ」と銘打ちまして、11月から年明け3月までの12回シリーズで開催いたしております。企業活動での実践を念頭に、データの収集、分析、活用の具体的な手順を、実学と、それから実習を交えて講座を進めております。

最後に、(4)公開イベントを12月21日に熊本城ホールで予定しております。

副題を「事例から学ぶDXの進め方」と銘打ちまして、デジタル化、DXの必要性について、県内外の先行事例を交えて理解を深める内容を予定しております。

基調講演は、株式会社グッデイ社長の柳瀬隆志様をお願いしております。県内企業の取組事例も盛り込むことで、参加者の取組の参考にしていただきたいというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。

次に、自治体DX推進計画について御説明をいたします。

国では、デジタル社会の実現に向けまして、住民に身近な地方自治体における取組を計画的に進めるため、令和2年に自治体DX推進計画を策定しております。

この中では、住民の利便性向上や行政効率化などの観点から6つの重点取組事項が掲げられております。

まず、1番目の自治体の情報システムの標準化、共通化につきましては、令和7年度を目標に、税や社会保障など20の業務システムにつきまして、国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行させるということになっております。

また、2番目の行政手続のオンライン化につきましては、令和4年度までに転出届、転入予約と、それと、主に住民の方がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定されております手続について、オンライン手続ができるようにということになっております。

そのほか、マイナンバーカードの普及促進などが重点取組事項となっております。

4ページをお願いいたします。

このうち、主な項目のロードマップを記載しております。

情報システムの標準化、共通化につきましては、今年8月に国から20システムの標準仕様が示されたという段階です。各事業者におきまして、現在、国の標準仕様に準拠したシステムの開発が進んでいるというところ です。

また、各自治体では、令和5年度以降、事業者の選定、データの移行などの準備が進み、令和7年度には新システムへの移行が完了するということとなります。

また、2番目の行政手続のオンライン化につきましては、まずは今年度末までに、国が指定します手続のオンライン化が求められて

いるところです。

県では、各市町村の支援を積極的に行っておりまして、現在のところ、全ての市町村におきまして、オンライン化ができる見通しとなっております。

5ページをお願いいたします。

今年度末までに行政手続のオンライン化が進められております転出届、転入予約、それと、国民の利便性向上に資する子育て、介護などの31手続をまとめております。

表のうち、ブルーの子育て関係、オレンジの介護関係、黄色の被災者支援関係が市町村の手続ということになります。

6ページをお願いいたします。

自治体DX推進計画の推進に向けました市町村支援の状況をまとめております。

今年度は、新たに国からの情報や市町村の課題などを共有する場といたしまして、①の熊本市町村DX推進連絡調整会議を設置いたしまして、5月と9月の2回、既に会議を開催しております。

また、市町村では専門人材の確保が難しいこともありますので、②のデジタル化支援専門人材派遣事業による支援も行っています。

今年度は、14市町村に派遣を行っておりまして、技術面だけではなく、庁内体制や職員への意識啓発など、幅広い支援や助言を行っております。

③では、小規模町村を中心にデジタル戦略推進課の職員が直接訪問をいたしまして、行政手続のオンライン化について、市町村の職員の方と一緒に手続を作成するなど、具体的な支援を行っているところでございます。

7ページをお願いいたします。

県における行政手続のオンライン化の状況についてでございます。

県では、国が当面求めます手続に限らずオンライン化を目指しておりまして、特に年間の申請件数が200件以上の252手続について、令和7年度末までにオンライン化を実現する

こととしています。可能なものについては、既に今年度からオンライン化を進めておりますが、例えば、本人確認書類などが原本添付が必要だとか、あるいは委託先の民間企業で受け付けるとか、こういったものについて技術的な課題がそれぞれ生じてまいりますので、順次課題を解決しながらオンライン化を進めているというふうな状況です。

8ページをお願いいたします。

オンライン化における手数料の課題とも関係いたしますキャッシュレスの推進についてまとめております。

県では、自動車税の種別割、個人事業税、不動産取得税につきまして、平成29年度からクレジット納付に続き、令和元年度にはスマートフォン決済が可能となっております。現在では、いわゆるペイ払いも可能となっております。また、県税以外についても、令和4年度に使用料、手数料などで、納入通知書によって行うものにつきまして、スマートフォン決済が可能となっております。

今後も、行政手続のオンライン化と連動したキャッシュレス化など、対象範囲をさらに拡大してまいりたいというふうに考えております。

9ページをお願いいたします。

ここからは、光ファイバーや携帯電話など、情報通信基盤の整備状況について御説明いたします。

まず、光ファイバーについてです。

国では、令和9年度末までに、全国の世帯カバー率99.9%を目指しております。現在の県内の世帯カバー率が97.8%となっております。

着実な整備の進捗に加えまして、既に整備された施設の維持管理、あるいは機能の高度化について費用面の課題を認識しております。

こうした中、国におきましては、(2)に記載しておりますとおり、本年6月の電気通信

事業法の改正によりまして、光ファイバーなどの有線ブロードバンドサービスにつきまして、現在の固定電話と同様に、全国どこでも利用可能な通信サービスでありますいわゆるユニバーサルサービスとして位置づけをしております。

今後、全国のブロードサービス事業者から負担金を得て、これを原資として光ファイバー整備に対する国の交付金制度が創設される予定となっておりますが、これにより、県内の不採算地域でもブロードバンドの整備が着実に進むことが期待されているところでございます。

このほか、県の取組といたしまして、公設で市町村が光ファイバーを整備しているものにつきまして、市町村を個別に訪問し、民営化を検討される市町村に対しましては、民営化に向けた課題整理などのサポートも行っているところでございます。

10ページをお願いいたします。

次は、携帯電話についてです。

国は、令和5年度末までに、4Gは全国民が利用可能な状態に、5Gは人口カバー率95%を目標としております。

本県の4Gカバー率、世帯カバー率は99.9%となっております。携帯電話が通じない不感地域が11市町村22地区の83世帯という状態となっております。

携帯電話サービスは、県民生活に不可欠なライフラインでございます。災害時にも重要な役割を果たす通信手段であることから、県といたしましては、5G整備と併せまして不感地域の解消に努める必要があると認識しております。

(2)県の取組ですが、まず、不感地域の解消に対しましては、毎年不感地域の調査を行っております。総務省九州総合通信局を通じて早期の解消を要望しております。

5Gにつきましても、今年度調査を行いまして、要望のありました市町村について、ま

ずは通信事業者に対して、優先的な整備を要望しているところでございます。

なお、7月に、KDDIによります全国的な大規模通信障害が発生をいたしました、そういった場合に他の通信事業者のネットワークを利用できる事業者間ローミングにつつまして、県から、全国知事会を通じて国に要望してまいりました。こちらにつつましても、現在、総務省におきまして、事業者間のローミングの早期実現に向けた具体的な検討が進んでいるというふうな状況でございます。

11ページをお願いいたします。

最後に、県内の市が取り組みますスマートシティとの連携について御説明をいたします。

スマートシティとは、デジタル技術やデータを活用して、市民一人一人に寄り添ったサービスを提供し、あるいは地域が抱える諸課題の解決を行う取組を、地域ですとかあるいは都市単位で進めるというものを指します。県内では、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市におきまして、計画の策定など、先行した取組が見られるところでございます。

県といたしましても、県内DX推進の観点から非常に重要な取組だというふうに認識をしておきまして、これらの各市と定期的に勉強会を開催し、その実現を支援しております。また、さらにほかの市町村への広がりも期待しながら取組を進めているところでございます。

市民、県民へのよりよいデジタルサービスの提供とデータ活用による官民連携がさらに進みますように、各市との連携を強めてまいります。

デジタル戦略推進課からの説明は以上です。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

移住、定住等関係について御説明させていただきます。

説明の前に大変恐縮でございますが、資料に1点誤りがございましたので、訂正させていただきます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

左側の熊本ONLINE寄合のところでございますけれども、1つ目の丸、日時の第4回でございますけれども、こちら12月10日土曜日と記載しておりますが、正しくは12月17日土曜日でございますので訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

それでは、資料について御説明させていただきます。

説明資料12ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

まず、移住定住推進本部につきましては、右下に記載しておりますとおり、10月5日に第2回本部会議を開催しまして、移住定住関係事業の取組状況や令和5年度の重点事業について協議したところでございます。

13ページをお願いいたします。

こちらの「移住定住の推進に向けた取組の方向性」に基づきまして、社会基盤等の整備や4つの方針に沿った事業、それから半導体産業の集積等を踏まえた取組に全庁的に取り組んでおりますので、その取組状況について御報告させていただきます。

14ページをお願いいたします。

まず、生活環境、社会基盤、教育環境等の整備関係事業でございます。

女性が住みたくなる地域おこしスタートアップ事業は、20歳代から30歳代の女性の転出超過数が男性を上回っているという本県の現状を踏まえまして、熊本県立大学と協働でその要因の調査分析を行ったものでございます。

このページの下段から次の15ページにかけて、調査結果等について記載しております。詳細につきましては、後ほど、男女参画・協

働推進課から御説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

方針1「デジタル技術の活用」関係事業でございます。

左側、熊本ONLINE寄合は、ウェブ会議ツール、Zoomを活用しまして、移住希望者と市町村の担当職員が交流する事業でございます。

10月から12月の間に計4回、アクティブライフやグルメライフなど、熊本の魅力を伝えるテーマをそれぞれ設定した交流会を開催し、少人数のグループトークを行っているところでございます。

オンラインでの小規模な交流会というのは、今年度初めての取組でございましたけれども、これまで開催しました3回は、いずれも定員の15名に近い参加がございました。

右側、移住定住担当者向け研修会は、先ほどの熊本ONLINE寄合など、各種移住定住関連イベントの周知等に当たりまして、SNSを活用して、より効果的な情報発信が可能となるよう、市町村職員を対象として、デジタルマーケティングの研修会を開催したところでございます。20市町村26名の方に御参加いただくとともに、当日欠席された方でも後日視聴ができるよう、アーカイブでの配信も行っているところでございます。

17ページをお願いいたします。

方針2「ターゲットの明確化」関係事業でございます。

左側、くまもと移住祭は、10月に、東京有楽町のふるさと回帰支援センターで大規模な移住相談会を開催したものです。くまもと市町村担当者が一緒にPRを行う市町村PRタイムや本県出身の映画監督行定勲さんをお招きしてのスペシャルトークショー、それから天草市の空き家バンク登録物件を実際に購入した移住者のお宅から生中継を行う物件生中継など、様々なプログラムを行ったところでございます。県内から18の市町村と11の企

業に出展していただきまして、168組263名の方に御参加いただいたところでございます。

右側の上段、「くまもとではたらく」若者の定着促進事業は、熊本県、東京都、大阪府、福岡県の4か所にUIJターン就職支援センター相談窓口を設置しまして、就職情報の提供や相談対応、マッチング支援等を実施しているところでございます。10月末時点で1,141名の利用者登録があり、今年度の相談件数は延べ754件、就職決定者は75名となっているところでございます。

下段の人材確保強化事業は、都市部をターゲットとして県内企業による合同就職説明会を実施するものでございます。8月のオンラインでの福岡セミナーでは、県内37社が出展し、求職者40名が参加。10月の東京セミナーでは、県内43社が出展し、52名が参加いたしました。12月には大阪で、来年2月には福岡でセミナーを開催する予定でございます。

18ページをお願いいたします。

方針3「意欲的な市町村等への重点支援・連携強化」関係事業でございます。

左側、移住定住促進すまい支援補助金は、市町村が実施する移住者向けの住まいのリフォーム等に対する支援や施設整備に対して、県が補助を行うものでございます。移住者のリフォーム等に対する補助は、14市町村に1,500万円余を、施設整備に対しましては、3町村に400万円余を支援する予定でございます。

右側の空き家等対策総合支援事業は、市町村の効果的な空き家対策、移住定住対策の推進と、空き家を改修して活用するモデル事例の創出を目的とした事業でございます。

空き家に関する相談会等を開催する際の司法書士などの専門家を招く費用への補助は、今年度、12市町村、延べ306名分の支援を行うこととしております。

また、お試し住宅や移住者向け公有住宅等への改修費用に対する補助は、南阿蘇村と南

小国町における公有住宅の改修に対して実施する予定でございます。

19ページをお願いいたします。

方針4「関係人口等の拡大」関係事業でございます。

左側、関係人口創出拡大事業、熊本コネクションプロジェクトは、熊本地震を契機に設立された熊本にゆかりのある方をつなぐネットワークでございますが、全国の熊本ファンを対象を拡大するなど、リニューアルに取り組んでいるところでございます。

今後は、公式LINEの魅力化や会員向けの交流会の実施などを展開してまいります。

右側、ふるさとくまもと応援寄附金推進費は、いわゆるふるさと納税をきっかけとしまして、県外にお住まいの方に熊本の魅力を知っていただくものでございます。

今年6月に、新たにポータルサイトを開設したほか、イルカウォッチングや九州新幹線熊本総合車両所内での写真撮影といった熊本ならではの体験型返礼品34品目を含む441品目の返礼品の開発を行っているところでございます。

20ページをお願いいたします。

左側、ワーケーション導入支援事業、新たな旅のスタイル促進事業は、ワーケーションを推進することで旅行需要を創出し、交流・関係人口の拡大を図り、移住、定住につながるものでございます。

今年度は、ワーケーションに取り組む地域や関係者の掘り起こし等を目的としたセミナーを2回、企業ニーズに対応したワーケーション素材の掘り起こしのための市町村向けワークショップを1回開催しております。

また、人吉・球磨地域における企業向けモニターツアーの実施を今後予定しております。また、昨年度モデル化した阿蘇・天草地域のワーケーションコースのセールスにも取り組んでいるところでございます。

右側、首都圏等県産品販路拡大事業は、都

市圏在住者をターゲットとして、熊本県産品を食べていただく機会をつくり、熊本や熊本への移住に関心を持っていただく事業でございます。

先月、大阪の繁華街梅田エリアにおきまして、商業施設と連携し「くまもとモン×大阪梅田ジャック」と題した大規模熊本フェアを開催したところでございまして、約120の店舗において、県産品を使ったメニューの提供等を行っております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、本県への人の流れを加速し、移住、定住を推進するための取組を進めてまいります。

地域振興課からの説明は以上でございます。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料は、32ページの次からの別冊資料、女性が住みたくなるスタートアップ事業調査報告書（概要版）により説明いたします。

1ページの目的、方法は、先ほど地域振興課長から……。

○緒方勇二委員長 ちょっとすみません。ちょっと聞き取りにくい。

○板橋男女参画・協働推進課長 はい。1ページの目的、方法は、先ほど地域振興課長から説明がございました。

2ページは、調査を行う背景となりました本県の女性人口減少に関するデータです。若い女性の転出超過の要因を把握するため、この調査を実施しております。

3ページから、県外に転出した方、ここでは、社会人の方の主なアンケート結果を御説明いたします。

(1)熊本への愛着、戻ることへの関心について尋ねましたところ、②では、93%が熊本県に愛着があり、また、③で、61%の方が熊

本へ戻ることに関心があることが分かりました。

それでも県外へ転出する理由ですが、4ページの結果では、①のとおり、希望する職種や賃金等の待遇のよい仕事が見つからない、希望する進学先がないなど、進学や就職のために転出しています。また、②のヒアリングでも、大都市圏は学業や就職において選択肢が多いという意見がありました。

次に、熊本のイメージを尋ねています。

5ページは、ポジティブな面です。

①のとおり、自然の豊かさや知人、友人の存在といった回答が多く見られました。

6ページは、ネガティブな面です。

①で、公共交通の利便性がよくない、収入が下がる、また、地域の間人間関係が面倒という意見がありました。

7ページは、意識に関する内容です。

(5)のアンコンシャスバイアスという言葉は、性別によってこうあらねばならないなど、無意識の思い込みという意味です。

その中で、夫は仕事、妻は家庭といった固定的性別役割分担意識について尋ねましたところ、①で、アンケートに答えた本人はそのような考え方には反対という回答が多くありましたが、②では、出身地の人たちは賛同していると答えた割合が多くなっています。熊本から県外に転出した人たちは、地元の人たちに根強い意識が残っていると感じているようです。

8ページでは、熊本に戻って暮らすと仮定した場合、期待するライフスタイルは、豊かな自然環境の中で自分らしく仕事も生活も充実させたいと思っている人が多く見られました。

一方で、9ページですが、不安や懸念点です。

熊本での暮らしに、働き先や賃金という仕事面の不安や交通面の不便さ等が挙がりました。また、男女別の特徴で、四角のダイヤ2

つ目ですが、地元の間人間関係に戻って生活したくないという回答は女性のほうが多い結果でした。

10ページですが、熊本に戻ってやりたい仕事のイメージは、自分の能力やキャリアを生かした仕事をしたいという回答が突出していました。

飛びまして12ページですが、戻るきっかけとなる子育てについて尋ねています。

必要な支援について、②のとおり、親や親族等の身内の支援、子供を連れて行ける施設、子供の医療費補助という回答が多く見られました。

13ページから16ページにかけましては、熊本へのU I Jターン者に、移住した理由やよかった点、悪かった点、支援等について尋ねていますが、県外転出者の回答と重なる内容となりました。

最後の17ページに、今回の調査から見えてきたことをまとめております。

黒丸1つ目ですが、県外転出者にとっては選択肢の多いことが魅力です。熊本ならではのよさを生かし、選択肢を創造すること、強みをアピールすることが必要であると改めて認識いたしました。

黒丸2つ目は、戻るきっかけとなる子育ては、やはり重要なポイントです。子育てを見据えた提案を関係部局と連携してまいります。

3つ目も、子育てに関連いたしますが、熊本独自の教育の魅力創造を発揮することも必要と考えられます。

4つ目は、アンケートの結果が高かった熊本への愛着心に強くアプローチをすることです。仕事や子育てなど、SNSを効果的に活用し、女性が暮らしやすい情報の発信を工夫していく必要があります。

5つ目では、熊本に戻る場合の不安や懸念点を、仕事、子育て、住まい、交通など、多方面にわたりますが、庁内でも共有してまい

ります。

最後は、UIJターンに限らず全体として取り組みますが、女性が住みやすくなるよう、キャリアアップや自己実現のためのモデルケースの発信や無意識の思い込みといったアンコンシャスバイアスの認識解消、意識の改革を継続して行う必要があります。

今回データとして見えた調査結果につきまして、各部局と共有いたしまして、県の必要な施策につなげてまいりたいと思います。

説明は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

続きまして、行政サービスの維持向上について説明させていただきます。

先ほどの説明資料の21ページをお願いいたします。

本日の説明項目を記載しています。大きく2点ございます。

1点目が、市町村行政サービスの維持・向上支援について、2点目が、第33次地方制度調査会の動きについてでございます。

22ページをお願いいたします。

「1 市町村行政サービスの維持・向上支援について」でございます。

まず、(1)「熊本縣市町村支援取組方針」に基づく取組状況について、現在の状況を報告いたします。

県では、大きく4つの柱立てで取組を進めています。

本日は、前回の説明以降で取組が進んだ箇所について説明いたします。

I、技術的支援につきましては、県南広域本部の土木部におきまして、人吉市の復興まちづくり施設整備や土地区画整理事業に対しまして、建築分野における技術的な助言を行っています。

次に、II、人的支援についてでございます。

県職員の災害派遣及び市町村との相互交流

につきましては、10月末に各市町村から来年度の要望をいただいております。要望数は、今年度と同規模の約50人となっております。

現在、要望内容につきまして、各市町村から個々にお話を伺っているところでございます。

令和2年7月豪雨に係る被災市町村における技術職員の確保につきましては、この後説明いたします。

最後に、IV、事業支援についてでございます。

県が受託、代行を行っております人吉市青井地区の土地区画整理事業及び球磨村山口居住エリアの宅地整備事業につきましては、用地の先行買収を開始するなど、着実に取組を進めているところでございます。

前回説明いたしました熊本縣市町村行政体制維持・強化支援交付金につきましては、後ほど説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

令和2年7月豪雨関係の被災市町村における技術職員確保の支援について説明いたします。

まず、来年度の要望の状況でございます。

資料に記載のとおり、八代市、人吉市、芦北町など、6市町村から合計26人の支援要請がございました。なお、ここで言う技術職員とは、土木、建築、農業土木、林業の4職種でございます。

これを受けまして、県では、県の技術職員の派遣の検討を行うとともに、県内市町村及び九州地方知事会に協力要請を行い、さらにその不足数を、総務省を通じて全国知事会や全国市長会等に協力要請を行ったところでございます。

現時点で、資料に記載のとおり、県内から9人、九州内から6人、全国から9人、合計24人について確保のめどが立ったところでございます。

なお、本県を含めまして、都道府県名の下

に下線が引いてあるのは、総務省の復旧・復興支援技術職員派遣制度によるものでございます。

この制度は、熊本地震の経験を踏まえまして、総務省が令和2年度に創設したものでございます。平時に都道府県で技術職員を増員採用しまして、これを国で登録して、大規模災害発生時に派遣要員として確保する仕組みでございます。職員の増員分に対しまして、交付税措置がなされるものでございます。

この制度による派遣は、災害発生年度から3年間は基本とされておりまして、令和2年7月豪雨によるものにつきましては、今年度が最終年度となっております。

このため本県では、本年度5月に、総務省に対しまして、この制度による派遣継続を要望してまいりました。今回これを認めていただいたものでございます。

これ以外の取組としまして、職員を派遣いただいている府県に対しまして、被災市町村と連携し、お礼活動や派遣継続をお願いする活動も行っております。

右側の2枚の写真は、芦北町とともに高知県と鳥取県を訪問した時のものでございます。

未充足の残り2名につきましても、引き続き、被災市町村と連携しながら、復旧、復興を担う技術職員の確保に努めてまいります。

24ページをお願いいたします。

次に、市町村行政体制維持・強化支援交付金の活用促進についてでございます。

これまでの取組状況を記載しております。

11月の下線を引いている箇所が今回追記した部分になります。

9月の本委員会での委員の皆様からの御意見を踏まえまして、市町村担当職員向けの説明会を実施したところでございます。その内容を報告させていただきます。

25ページをお願いいたします。

資料の下段に、9月の委員会での当課から

の説明と委員からいただきました御意見を記載しております。

地域の未来予測の作成が進まない市町村担当者の意見に対しまして「小規模町村で人手が足りないという理由は率直な意見だと思うが、少しでも進むように取り組んでほしい」との御意見、また「興味が湧くようかみ砕いて話をするなど、市町村にいかにか理解してもらうかの視点で取り組んでほしい」との御意見をいただいたところです。

こうした御意見を踏まえまして、早速国に相談をしまして、先進事例となる自治体を御紹介いただき、研修会を開催したものでございます。

開催概要は上段に記載のとおりでございます。11月2日に、総務省の市町村課の担当者と新潟市の政策調整課の担当者を講師として、ウェブ方式により開催したものでございます。

26ページをお願いいたします。

各講師の説明内容を紹介しております。

総務省の担当者からは、地域の課題あるいは変化をGISソフトを使って見える化する手法や地域の未来予測に基づく広域連携のイメージ、地財措置などについて説明をいただきました。

新潟市の担当者からは、2040年の高齢者人口や地域別の高齢化率を予測し、医療、介護の施策に反映させるなど、具体的な事務の流れを説明していただきました。

27ページをお願いいたします。

説明会開催から2週間後に集約しましたアンケートの結果でございます。参加団体27団体のうち、24団体から回答をいただきました。

地域の未来予測の作成につきましては、7団体が「作成を予定」、16団体が「作成を検討」との回答でございました。参加27団体のうち、合わせて23団体が作成を前向きに捉えていただいたところになります。

8月の国との意見交換会の際のアンケートでは「作成を検討している」と回答していただいたのは7団体でございましたので、徐々にではありますが、作成に向けた機運が高まってきていると感じているところでございます。

下の段に参加した担当者の感想を幾つか記載しております。前回のアンケートに比べると前向きな意見が多くなっているようでございます。

今後、不参加だった18団体への働きかけも含めまして、地域の未来予測の作成の動きが広がるように、引き続き取り組んでまいります。

28ページをお願いいたします。

現在、市町村課では、環境保全課と水道事業者である市町村等と連携して、水道広域化推進プランの策定の準備を進めております。

本日は、推進プランの策定に向けた取組状況について報告いたします。

まず、1、プランの策定の背景についてでございます。

市町村及び一部事務組合が行う水道事業は独立採算が前提となる公営企業として運営されておりますが、今後の人口減少に伴う料金収入の減少などによりまして、経営が急速に厳しくなることが見込まれております。

次に、2、国からの要請内容についてでございます。

このような中で、国は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、都道府県に対しまして、今年度末までに市町村の区域を超えた広域化に係る水道広域化推進プランを策定、公表するよう要請しているところでございます。

次に、3、県におけるこれまでの取組についてでございます。

水道事業の広域連携につきましては、これまで、県内を6つの地域に区分しまして、地域ごとに県及び市町村等で構成する協議会を

設置しまして検討を進めてまいりました。

また、昨年度からは、プラン策定に向けまして、水道事業の現状分析や将来分析、広域化シミュレーション等の作業を行っており、現在、これらを踏まえまして、今後の広域化に係る全県的な推進方針について、市町村等と協議を進めているところでございます。

29ページをお願いいたします。

次に、4、プランの方向性についてでございます。

本県では、水道水源の約8割を地下水が占めておりまして、水質も良好であることから比較的簡易な浄水施設が多く、施設の統廃合につきましては、新たに必要となる水道管の布設費用等を考慮すると、経済的な効果を見込むことが難しいような状況になっております。

このような状況から、市町村等とは、施設の管理業務の共同委託や料金管理システムの共同化などのソフト面を中心に協議を進めております。また、経営統合につきましても、中長期的な課題として、検討、協議を行っているところでございます。

最後に、5、今後のスケジュールについてでございます。

資料に記載のとおり、12月の下旬までに市町村等とプラン案について協議し、パブリックコメントを実施する予定でございます。年度内に策定、公表したいと考えております。

なお、今説明しました内容につきましては、明日の総務常任委員会にも報告する予定でございます。また、経済環境常任委員会につきましても、環境保全課から報告することとしております。

30ページをお願いいたします。

「2 第33次地方制度調査会の動きについて」でございます。

9月の委員会以降の動きについて報告いたします。

①審議項目でございますが、これは前回と

変更ございませんので、説明は省略いたします。

31ページをお願いいたします。

②直近の審議状況でございます。

小委員会が9月30日と10月24日に開催されています。9月30日の小委員会では、ポストコロナの経済社会における地域社会や地方行政の課題等について、並びに地方議会の課題対応等について議論がなされております。また、10月24日の小委員会では、ポストコロナ・DX時代における大都市自治体の役割並びに地方議会の今後の対応方策等に関連した答申素案について議論がなされているようでございます。

32ページをお願いいたします。

その地方議会の今後の方策等に関する方針の概要が公表されておりますので、御紹介いたします。国の資料をそのまま掲載していません。

1の現状認識と課題の部分で、感染症が蔓延状態にある緊急時や資源が制約される人口減少時においては、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きく、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要とされております。

これに向けまして、2の議会における取組や、3の議会の位置づけの明確化、4の立候補環境の整備、5の議会のデジタル化などが提言されているようでございます。

なお、第33次地方制度調査会の最終的な答申は、令和6年1月頃となっております。引き続き、情報を収集し、適宜報告してまいります。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

まず、新たな地方創生への取組に関する件について、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 2点ございます。

1つは、4ページ、自治体DX推進計画の推進の中の①の自治体の情報システムの標準化、共通化の中で、国が情報システムの標準仕様の決定をして、その後、事業者が標準仕様に準拠した情報システムの開発をするというようなスケジュールになっております。

この事業者というのは、いわゆる日本全体をカバーするような事業者になるのか、それとも地場企業が各都道府県の中で関われるのか、この辺がどういう座組になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

今御質問のありました情報システムの国の標準仕様に準拠した作業をしている事業者と申しますのは、地場におきますいわゆるベンダーと言ったほうが分かりやすいのかもしれませんが——がそれぞれ構築しているというふうな段階でございます。

○池田和貴委員 地場のベンダーということですね。

○受島デジタル戦略推進課長 はい。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

前、我々自民党県連でも、この自治体DXの推進について勉強会したときに、そういう仕組みで取り組んでいるので、地場の事業者の人たちが参加できるような仕組みをとというようなことがありましたので、地場の人たち、地場の事業者の人たちが関わりながら県内の企業の育成も含めて、ぜひやっていただければというふうに思います。

もう1点よろしいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○池田和貴委員 10ページの地域の情報通信の基盤整備についてお尋ねをしたいと思いません。

光ファイバーと携帯電話についてなんですが、いわゆる過疎地、田舎は、やはり情報格差があって、両方とも大変充足してないという環境があるかというふうに思ってます。

その一つの大きな理由が、通信事業が民間事業であって、いわゆる経済合理性がないとなかなか投資が進まないという現状があるので、こういったユニバーサルサービスで、いわゆる民間企業がそういうことを投資するような施策をつくっていただいたことは、非常にありがたいというふうに思っております。

その中で、光ファイバーでインターネットにアクセスするか、または携帯電話でアクセスするかというのは、両方とも個人がコストを負担しなきゃいけませんので、そのコストの比較によって個人が選択をしてくることになるんですよね。どちらかという、携帯電話のほうが家においてもできるし、個人的に持ち歩いたときにもできるしということで、利便性は高いんじゃないかと思うんですが、ただ、安定的にはまだ光ファイバーのほうが安定性があるということで、いろいろそこで選択肢が出てくるんだと思うんです。

ただ今後は、携帯電話のほうに5Gとかが出てくると移行してくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。まあ、これは私の予想です。

そんな中で、その携帯電話がつながるかどうかって物すごく大事で、多分、地方移住をする人たちとかも、そこに住む人たちも、そこがつながることは大前提として考えてて、つながらないところは多分選ぶ人も少なくなってくるんじゃないかというふうに思うんですよね。

その中で、すみません、ちょっと前置きが

長くなって申し訳ないんですが、今、携帯電話の4Gの場合には、世帯カバー率、(1)の②なんですけれども、ほぼ県内全世帯をカバー、世帯カバー率99.9%、県内の不感地域は11市町村22地区83世帯というふうになってるんですが、これは本当にこれだけかなというのがちょっと疑問なんです。

というのは、実は私、ここ2か月ぐらいでいろんな天草の方と話すことがあって、1つは、自宅がつながるエリア設定になっているんだけれどもつながらないというお話とか、あとは、工事現場で、一応そこもつながるとい、いわゆる携帯会社の人たちの資料ではつながるとい地域に入ってるんですけども、ドコモもauもソフトバンクも、3社とも持ってきても全部つながらなかったと。工事現場ですと仕事上の問題もありますし、もし事故が起きた場合の緊急連絡先とか、そういうことにも影響してくるんだと思うんですね。

このメーカーが出す認識の違いと、もしそこが改善することを事業者申し込む手順ができれば、そういうことが分かればいいんですけども、多分一般の人たちって、自分が買ったショップさんとかそういったところに話をされるぐらいで、どうすればそういった自分たちの問題を解消できるかという手順が分からないんじゃないかと思うんですよね。そういった意味では、そういう手順があるのかどうか。

それと、いわゆるメーカーさんが発表するのと現実の違い、こういったことを情報を集めるような仕組みがあるのかどうか、そういったところがあれば教えていただきたいと思えます。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課です。

携帯電話の不感地域の問題は、委員からも御指摘がありましたように、非常に通信基盤

の本当ベースになる部分だと思いますので、ここをゼロにしていくというのは大前提かなというふうに思っております。その上で、5Gですとか、それぞれの通信がつながる、サービスが乗っていくということが大前提かなというふうに思っております。

その中で、先ほどの不感地域の世帯数なんですけれども、お住まい、集落世帯をベースにしておりますので、実際、例えばそこから行ってみると、ちょっと外れたところだと、もうつながらない地域があるだとか、あるいは各キャリアでどれかがつながるので、そこにお住まいの方が、例えばソフトバンクをお使いだったときに、実はつながらないとかということが存在するという事は、十分あり得るかなというふうに思っております。

このあたりになってきますと、もう各地域に入り込んで情報を取るしかないものですから、引き続き、そこは市町村と連携を取りながら情報収集してまいりたいというふうに思っております。

現時点で、自動的にといたしますか、オートマチックに収集していくようなシステムというのは、ちょっと見いだせてないのかなというのが現状でございます。

それと、先ほどの事業者さんがお使いになられる場合というのが、まさに集落から多分離れたところで、もろもろの活動をされる場合が出てくるかと思っておりますので、5Gもそうですけれども、まずは集落を抑えて、その先というふうなことになるかと思っておりますので、そのあたりも今、九州総合通信局、自治体、それから事業者も含めたところの協議会も置いてあるものですから、引き続き、丁寧に要望を受けながら、情報をつないでいきたいというふうに考えております。

○緒方勇二委員長 課長、通信事業者につながる手順の何か窓口とか、そういうこともお尋ねだったけれども。

○受島デジタル戦略推進課長 通信事業者に直接相談して解決するような手段というのは、今のところはございません。

○池田和貴委員 ありがとうございます。委員長も御指摘していただいてありがとうございます。

今全体で、通信局を中心に市町村を含めて話合いをする場があるということでしたので、そういったところでやはり問題提起をしながら、これから解決できる手順を検討していただければというふうに思うんですね。

個人からすれば、自分の使っているキャリアさんがつながってほしいというのはあるかと思うんですが、もう今は、3社に楽天が入ると4社ぐらいがいわゆるメガキャリアというか、大きな通信帯を使ってできるような事業者なので、そういった中で、100%やっぱりつながるような、どこかがつながるような、上からはつながるとなってるけれども、でも実際ここはつながってませんよというのをきちんと地元から情報が吹い上げられて改善できるような、そういう手順ができればありがたいなと思っておりますので、ぜひそこは市町村と連携しながら情報収集して、よろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございました。

○小早川宗弘委員 池田先生からいろいろ御指摘がありましたけれども、同じように、この前のページ、9ページ、光ファイバーの県内の世帯カバー率ということで、97.8%、これは本当かなというふうに思いますし、このカバー率で、もうほぼ光ファイバー完備しましたよというふうなことを把握されては困るなというふうに思います。

やっぱり地域の中には、カバーされとるばってん、なかなかつながらぬたいというこ

と、世帯もあります。ある地域、八代ですけれども、これは以前にも指摘したかもしれぬですけれども、エリアになりましたと、実際工事会社の方が来たばってん、ここはプロバイダーの対象外ですと。

結局、プロバイダーと契約ができなければインターネット回線が使用できないというふうな状況にもなるということで、決してこのエリアカバー率だけで、あるいは世帯99%を目指すということで、エリアだけを拡大すればいいんじゃないくて、その背景にあるような課題というの、やっぱり把握していくことが必要かなと。マクロに物事を見ていくのではなくて、ミクロに、どういう通信回線があって、どういうプロバイダーがあってと、そこまでやっぱり十分把握していく必要があるんだろうなというふうに思います。

ある会社もインターネット時代だからということで、コールセンターを地方に開設していただきました。で、しばらくはよかったんですけれども、ずっと何日か使いよって、ある時間帯に速度がすごく落ちると、あるいは不通になると。その回線の品質の問題も出てくるというふうなことで、ここはやっぱり専門の事業者でないと分からぬと思いますね。

我々がやっぱり進めていくことは、そういう問題、課題というのがあったら、その次にどうやっていくかというふうな対策をやりながら改善していくという取組が必要だと思いますので、ぜひいろんな課題を集めて、先ほどの情報を集めて、それに柔軟に対応していただきたいと思いますが、そのことについて何か認識はありますか。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課です。

先ほどの携帯電話のお話と共通いたしますが、国のほうでもデジタル田園都市国家構想を実現するためのインフラ整備計画というのが、先ほどの99.9%ですとか何%だとかとい

うふうな大きな計画があるんですけども、ここを着実に地元の声を吸い上げながら進めていくための枠組みとして、九州でいくと総合通信局がベースとなって地域協議会というものを持っております。

すみません。繰り返しの説明になって申し訳ございませんが、ここには自治体、それから通信事業者も全部入ったところで意見交換する場ということで、今年の夏に立ち上げがあったところでございます。

県でも、ここを一つのタイミングとして、各市町村のほうに、先ほどお話がありました携帯電話、それから、今小早川先生のほうからお話ありました光ファイバーについて、それぞれ優先的に整備を行ってほしい地域、地区というのを照会しておりまして、まずそこで、先ほどの目標かどうかということとは別に、実際に地元のどこが一番困っているところを吸い上げさせていただいて、そこを事業者優先的な検討を求めていくというふうな、そういったスキームでやっています。

これは、先ほどのインフラ整備計画の着実な進捗もそうですけれども、地元の状況に寄り添った整備というふうなことを建前としておりますので、引き続き、繰り返し地元の声を拾い上げながら事業者のほうに要望してまいるということをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

今お二方の質問もありましたが、例えば9ページに、これは光ファイバーのところ(2)ユニバーサルサービスというのがございまして、受島課長か、場合によっては小金丸理事に、もしくは総務部長かもしれませんが、要望に近い質問を聞いていただきたいと思いますが、我々、例えば委員長の地元、副委員長の地元、私の地元を考えると分かりや

すいと思いますが、道路を考えた場合に、同じ日本国民で、日本国土に住んでいて、中山間地域とか過疎地域は幾ら要望しても——都市部にはどんどん新しい道ができる、道は広がる。地元どうですかというと、いやいや、費用対効果とか利用頻度とかで、優先順位はまだまだ下ですねと言われると、地元の要望なさっている方々に、まあもうちょっと待っててくださいと。ただ、情報とか通信に関しては、これは場所的、あるいは空間的な問題を克服するので、どこに住んでいても、東京に住んどろうが、博多に住んどろうが、熊本市内だろうが、球磨郡だろうが、あんまり変わらないようにサービスを受けることはできるようになるはずですよというので、道路とかはある程度我慢していただいとるわけですよ。

ただ、じゃあそうなっているかという、今の御指摘があったような部分も含めると、なかなかやっぱり民間がなさることですからとか、あるいは国も県も一定のことをやっていますというのは重々分かっていますが、もっとやっぱり田舎のほう、いわゆる田舎のほうのところを、特に、やっぱり平均的な水準ぐらいまで上がる、それは、ハードの面もそうでございますし、ソフトの面においても、そこまでするには、やっぱり公的な部門が、もっともっと財政の支援、人の支援をしていくべき、そういう方向ではないかと思うわけです。

というのは、民間もそうでございますが、例えば、住民がそういうところに不便を感じてらっしゃるときには、その市役所とか町村の役場を考えた場合に、市はそこそこ職員さんもいらっちゃって、ある程度詳しい方、あるいは担当の方もいらっしゃるかもしれませんが、どうしても村役場に至っては、例えば、DXと言われてもその担当がいなかったりとか、いても1人とか、その1人はあんまり詳しくないとかとなると、そこにお住まいの住

民の方々が、やっぱり直接、間接、不利益を被らざるを得ないというところはあると思うんですね。

ですから、何が言いたいかというところ、そういうところこそ、人材派遣とか更新費用の云々というところありましたけれども、まずは、やっぱり都市部と変わらないぐらいのサービスを受けられる、これはDX、冒頭申し上げましたように、私も、Dの部分もさることながら、これからトランスフォーメーションって、がらっと変えなきゃいけないというところに、田舎に住んでいる人は、さっき言った道路の整備と同じように何か隅に追いやられて、非常に苦しい厳しい環境に置かれてしまうというのは——これから本格化するわけでしょうから、県の方々も、人材派遣も1人でよかところをやっぱり2人ぐらいやろうとか、この人をやっぱってん、もうちょっと詳しい人間ばやろうかって、目に見えない部分も含めて、より手厚く支援をしていただきたいというのが要望でございますので、課長なり理事なり、何かありましたらお願いします。

○小金丸理事 御質問ありがとうございます。御要望もありがとうございます。

今、松田委員がお話しになられたことは、もっともなことだというふうに認識しております。

御承知のとおり、デジ田の今度の新しい構想の見直しにおいても、地方への移住とか、それはデジタルを活用しながらやっていると、いわゆる地域間格差のためには、やはりデジタルが有効であるという前提の下での考えがしっかりと今後もまた示されるものだというふうに認識しております。

そういった面で、もう我々も先ほどから、池田委員、小早川委員からも御質問いただいておりますが、地域でのそういった不感地域を含めたところ、あと品質の問題ですね。

光ファイバーは、先ほどお話もありましたように、97%を超えるというところがございますけれども、ただ、光ファイバーの容量、いわゆる太さといえますか、そこがどうしても小さい部分というのは、往々にして人吉のほう、球磨郡とかでも天草でも確かに見当たるところがございますものですから、そういった部分は、先ほど課長が御説明申し上げましたように、地域、市町村を通じて、あと、九州通信局、総務省のほうがしっかりとそこも取り組みたいという話をされてますので、我々がしっかりと間に入ることによりまして、引き続き要望——そういった地域間格差をなくすところでのDX、そういった部分の取組をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 分かりました。

最後に、今おっしゃった、例えば一般的な話で言うと、DXに限らず、市町村間で住民サービスをいろいろ競って、より高いほうを目指すというのは、あってしかるべきだと思いますが、なかなか場所的な要因とか等々考えて、自治体の努力だけではどうしても土俵にも上がれないという分野においては、やっぱりそこまでは、土俵に上がるところまでは、公的な部分がほかのところよりも差別、区別してもいいと思いますので、そういう方向での支援は、ぜひ引き続きお願いしたいと、要望でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 関連して、私も。

今、松田先生の質問と小金丸理事の答弁についてちょっと考えたんですけれども、先ほど私も申し上げましたが、実際、通信事業というのは民間がやっているということが、一つ逃げ道になっているような気がするんですよ。

ただ、民間が、事業者ができるためには、

国が、例えば、携帯電話でいえば、周波数帯を貸し与えている、これがあるからこそ民間は事業者として事業ができるわけであって、ですから、ある意味、国がその周波数帯を貸すと、振り分けるときに、条件をつけることによって、やっぱり事業者はそれをやらなければいけない義務を負うことを前提として、事業として参加してくるってことがあるんだと思うんですよ。

ですから、ある意味ここは、国が、本当に地方創生だとかそういうことを考えているのであれば、ぜひ、今松田委員や小早川委員、私が申し上げたようなこと、そういったことを踏まえた上で、やはり国がいわゆる電波を与える許可を与える機会、そのときを捉えて、地方創生に向けてより進めていくタイミングだと思うので、そこに向けて、全国の過疎地を抱える自治体は同じ問題を抱えてるんだと思うので、ぜひ全ての都道府県で情報を共有して国のほうに話をするとともに、事業者の人たちにもそういったことを認めていただくことをやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○岩下栄一委員 国民の利便性向上に資する手続云々と、自治体DX推進ですけれども、この中で、例えば介護関係で、要支援認定とか要支援変更認定とか、今問題になってます。スピードなんです。遅いんですね。だから、この機械化が進んでスピードアップになるのは大変喜ばしいことですが、それを扱うマンパワーですね。

さらに、そのケアマネージャーとか人材の問題がどうしても横たわってましてね、だからそういう機械化は進んでも実態は進まないという、そういう点が、どういうふうに対応していくかということが1つあります。それが第1点ね。

第2点は、女性が住みたくなるまちづくりというか、何かそういう話がさっきちらっと

あったようだったんだけど、女性が住みたくなるスタートアップ事業ですか、いろいろ県立大学のデータ、調査結果が出てましたけれども、私は、やっぱり女性が好む都市というのは、文化施設、美術館とか県立劇場とか図書館とか、そういう文化施設が充実しているかどうかというのが一番ポイントだと思うんですね。そういう施設整備の機能アップというか、向上アップというか、拡充というのがポイントになると思うんです。だから、女性が住みたくなる町というのは、そういうところじゃないかなと思いますけれども、この点についてどうですかね。

○受島デジタル戦略推進課長 1点目に御指摘をいただきました説明資料5ページにありますDX推進計画の手の御指摘について、先にお答えいたします。

御指摘のとおり、これはあくまでも手続をオンラインでできるというふうなことになりますので、これの手続の申請を受け付けた後でどう処理していくか、あるいはその民間の事業者さんがどういうふうにサービスを展開していくのかというのが非常に重要な問題だというふうに、確かに認識をしてございます。

この行政手続のオンライン化と併せまして、現在、産学官金労のいろんな関係者を集めましたDX推進コンソーシアムというのを今つくっております。この中で、いろんな事業体におけるDXの進め方なり、デジタルについての考え方なりというのを重ねてセミナー等も行っておりますので、そういった取組を含めまして、全体の理解と、それから取組の促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○緒方勇二委員長 何か福祉の観点が要るんですか。

○岩下栄一委員 いいですよ。

○緒方勇二委員長 そっちはいいですか。なら2点目。

○板橋男女参画・協働推進課長 岩下委員からの御質問でございますが、美術館や図書館など、そういう文化的な施設というものは、これから若い方たちは、自分らしい生活スタイルを築いていく上で、仕事だけではなく、本当に大都市圏のほうでいろいろ選択肢が多いように、熊本ならではの魅力というものも生かして、そういうことをアピールしていきたいと思っておりますので、そういった若い方たちの意見というのは庁内でも共有いたしまして、これからの施策につなげていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 よろしく。

○吉永和世委員 松田先生の話と重複するかもしれませんが熊本県として、各地域における通信網の整備とか、そういったものに差があってはならないというのが基本にあるんだろうというふうに思いますので、そういったものがあるとするならば解消すべきだろうというふうにまず思います。

それと、通信網があっても、機材があっても、それを使う方々が対応できなければ何にもならないということだと思いますので、それに対して、その市町村とかに対しての支援事業とか、あるいは個別支援とかやってらっしゃると思うんですけども、この部分をしっかりと充実させていくというのが非常に大事なのかなというふうに思います。

あわせて、その住民の方々というか、そういった方々が対応できる能力というか、対応力というか、それも併せていかないとどうな

のこなって思ったりもするんですよ。

ですから、まずは行政の対応力、それとまた、今度は地域住民の方々の対応力というか、それが使えるようになるというのが併せてないと何もならないというふうに思いますので、そこら辺ってそう簡単にすぐできるようなことではないんだろうと思いますので、まずは行政向けにしっかりと、松田先生がおっしゃったように、この支援事業、あるいは個別支援という、この部分をしっかりと充実させていただきたいなというふうに思いますので、これはもう要望でも結構ですが、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○濱田大造議員 要望に近い質問なんですけれども、今回、私は一般質問で、デジタル化に関して取り上げさせていただきました、本当に素晴らしい取組いろいろされているというので感心したんですが、今、くまもとDX推進コンソーシアムに取り組んでいらっしゃると、会員数が314ということで、すごい大切なことだなと思ってます。

県職員さんと日々いろんな打合せとかしてましたら、皆さん、まだ名刺での紹介で、私も名刺を使ってるんですけども、もうこの際、デジタル名刺に全部移行して、少なくとも、もう既存のアプリがあるはずですよ。それから、熊本県で独自で開発してもいいと思いますね。こういう形式ですと、アプリで無料で県民の方にダウンロードしていただいて、少なくともこのコンソーシアムに参加している会員さんに、もうデジタルでやり取りしましょうと。

皆さんも、デジタル戦略局の課員の皆さん、いろんな方と日々お会いして、名刺は県職員自腹ですからね。デジタル化すれば全て無料になりますので、私も、ぜひデジタル名

刺、ダウンロードできたら県のを使いたいなと個人的には思ってます。そういう取組をぜひやっていただきたいと思ってます。もしよかったら、今どうなっているのか教えてください。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

今、デジタル名刺の御質問をいただきました。

我々、まだまだそこまで至っておらないのが現実でございますけれども、コンソーシアムの方々もとにかく何か新しいことを進めていこうという方々のお集まりでございますので、デジタル名刺に限らず、様々な技術ですとか新しいサービスとかというのを、それぞれ横展開といいますか、共有しながら取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、すみません、先ほど吉永委員のほうからお話ございました市町村のほう、いわゆる地域格差の問題についてでございますけれども、一つは、その市町村の役場、行政としてどう取り組んでいくかということを考えたときに、どうしてもやっぱり人がいないということが最大のネックになってくるというふうに認識をしております、今日は、デジタル人材の派遣事業と、それから県職員の直接の訪問ということで御説明を差し上げたんですけども、行き先が、市も当然入ってはいますけれども、やはり基本、その多くがいわゆる小規模自治体と言われているところに足を運ばせていただいているような状態でございます。

実際行っているいろいろお話を伺いますと、技術的なこともそうなんですけれども、今後のDXをどう進めていくか、あるいは住民の方にどういうふうにサービスを展開していくかという技術面だけではない行政的なことも、サービスの意味を含めた御質問なんかも非常

にいただくものですから、こういった取組を少し拡大——役割も拡大しながら、県としても踏み込んだ御支援ができないかなというふうなことは考えているところでございます。

引き続き、最終的には、市民、町民の方がよりよいサービスを受けられる体制を構築できるように、市町村の方々をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

併せて説明させていただきました。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

先日、緒方委員長の計らいで、山口の「Y-BASE」ですか、皆さんとお邪魔させていただいて、本当に私が感じたのは、このDXという言葉だけでいろんな人が捉え方も考え方も違う、あそこにお邪魔して、こういうことができるようになりますというヒントがいっぱいあったような気がいたします。これからもそうじゃないかなというふうに感じました。

ですから、今、機運醸成のために、いろんなセミナー、取組、やっただいています。引き続きしっかりやっただきたいという思いがあります。

そこで、具体的に私が感じたことを1点だけ確認をしたいんですけども、8ページ、県税におけるキャッシュレスの推進のところ、私も、ずっとかねてから県税のキャッシュレスは訴えてまして、クレジット払いができるようになりました。

今年からはヤフー公金払いがなくなって、ペイ払いもできるようになったと、先ほど課長から御説明もあったんですけども、この図にあるように、次年度以降導入検討って、この電子申請も含めて、何か具体的にこういうことができればみたいなのはあるんでしょうか。

○受島デジタル戦略推進課長 次年度以降で1つイメージがありますが、先ほどこの前の7ページの行政手続のオンライン化とも関係してくるんですけども、今申請書を、手数料を含めて申請いただくときには、紙に収入証紙を貼って手続をするということがまだベースになっておりますけれども、ここをキャッシュレス化していくと、行政手続のオンライン化と併せて支払いまで進んでいくというのが最終段階として実現できればいいなというふうに考えているところでございます。

○前田憲秀委員 分かりました。

もう少し今年度に戻ってお尋ねしようと思うんですけども、ペイ払いができるようになりましたということで、私も試みてみたんですけども、自動車税を払うときに、何何ペイとありますけれども、残高がないと払えない仕組みですね。確認ですけども、どうでしょうか。

○受島デジタル戦略推進課長 すみません、ちょっとそこは確認しておりませんでした。

○前田憲秀委員 すみません、ちょっと説明不足ですけども、今このペイ払いというのは、いろんな世代の方に浸透してまして、コンビニでももうほとんどの方は使ってらっしゃいます。ICカード、交通機関のICカードもそうですけれども、基本的にICカードは、公共交通機関、バス代、電車賃を払うので数千円のチャージをしますよね。ペイもそのチャージの仕組みがあるんですけども、自動車税、例えば2万円、3万円、4万円とありますけれども、その残高をチャージしとかなないとペイ払いはできないというふうに私は認識をしたんですよ。

何が言いたいかという、今いろんな人たちは、例えば、クレジットカードにひもづけ

をしてペイで払うとか、様々な払い方法があるんですけれども、やはり便利になったようで、まだペイが使えないということもあったんですよね。

じゃあ、その使えない人はどうするかというと、モバイルレジ、新しいアプリを導入してくださいということになったと思うんですけれども、いろんな世代の人が、このペイ払い、カード払い、様々もう利用する時代になってきたので、一つは、このDXを感じていただくためにも、こういうのはスムーズに、ああこれもできるんだというようになっていくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂口税務課長 税務課でございます。

ペイ払いにつきましては、令和3年度に、ペイペイほか、かなりの充実をさせていただきました。委員おっしゃるとおり、事前にチャージをしていただかないと使えないというところは、先生おっしゃるとおりでございます。

あと、今全体の5%ぐらいを、自動車税でいきますと全体の5%ぐらいがペイ払いになっているということでございます。

基本的に、ポイントがつく、つかないというところで、この利用率って大きく変わっております。ポイント目当てに納税をされるという方々も多いということで、若い方が納税をされる場合は、特にそういう傾向がございます。

そういったところでのペイ払いができるよというところ、そういったところでの浸透はしてきているのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 税務課さんに答弁いただくとは思ってなかったんですけれども、例えばクレジット払いでもポイントがあるんです

よ。様々あるんですよね。若い人がいうんですけれども、例えば、数万円の自動車税払うために、ペイで払うからといって数万円をチャージする行為というのは、まだ少ないんじゃないかと思うんですよね。税金を払うためにチャージをする、数万円。やはりチャージというのは、コンビニで払うときだとか、電車、公共交通機関に乗るのは数千円のチャージのイメージなんですよね。やっぱり高額になれば、ひもづけでクレジットと連携するとか、そういうことが一般的な流れなんじゃないかなと思うので、結論はなかなか出ないと思うんですけれども、実際、私が使ってみてそういう感じがしたものですから、今そのペイ払い、キャッシュレス払いというのは、あらゆる世代で浸透していると思うので、一つは、これがDXなんだと感じていただく一つのきっかけになるんじゃないかなということ御指摘をさせていただきたいと思っております。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

委員御指摘のとおり、手続きをオンライン化でできるのと併せて、支払いがキャッシュレスでできるというのが、一番県民、市民にとって体感できるDXのまず入り口かなということは、私どもも常々考えるところでございます。その意味で、より分かりやすさと、それから使いやすさというのが重要だと思いますので、今御指摘ありました使い方もそうですし、使い方の周知も含めて幅広くやりながら、皆さんが少しでもお使いいただけるように進めていきたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 ぜひお願いしたいと思えます。ただ、クレジットが絡むと、手数料の問題とか様々あるのかなと思いますけれども、今の時代ですから十分低く抑えることも可能

じゃないかと思しますので、ぜひ検討していただければと思います。よろしく願います。

○吉永和世委員 女性が住みたくなるスタートアップ事業ということで調査報告が出てるんですけども、熊本県の20代、30代の女性の転出超過数が男性を上回ってるって非常に大きな問題かなというふうに思ったりするんですが、調査報告の中にこれも入ってるんですか。

○緒方勇二委員長 入ってます。その次が行政サービスです。

○吉永和世委員 賃金が安いとかあるんですけども、これはもうやはり民間企業っていうか、努力いただくことが一番大事だろうというふうに思うんですけども、なかなかそれもそう簡単に対応できるものではないと思うんです。それに代わる熊本の魅力とか、何かそういったものをしっかりと見つけ出していかないと、東京で働く賃金と熊本で働く賃金、それは差はあるかもしれない。これは現実だろうと思うんですけども、その中に、何か熊本に住むことによって、いや、こういうことがありますよと、要は家賃も安いし、経費的に言ったら熊本のほうが少ないですよとか、何かそういった熊本に暮らす——給料は安いけれども、熊本で暮らすとこういうメリットがありますという、何かそういった細かな数字じゃないですけども、そこから辺って必要なかなと思ったりもするんですけども、そこから辺、こういうデータを基に今後対応していきたいという、何かそういったのがあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

今回の調査では、複数回答ができるということもあって、いろんな御意見が出てきた面もありまして、賃金ということだけを切り取ってということではないかもしれません。そこに働きやすさであったりとか、例えば子育ての環境とか、トータル的に自分らしい生活をしたいたいか、そういうことも含めて考えている人たちも多いのかなと思います。いろんな御意見が出ましたので、そこを庁内でも共有いたしまして、熊本ならではの——働く場合に、例えば、大都市圏でキャリアや能力がある方が熊本に戻ってきて生かせるような環境をつくれるようにというか、もう既にあるかもしれないので、そういった企業にはもっと発信していただくとか、アピールしていくとか、そういう意味で、女性のモデルケースになるようなものも発信して戻りやすくなるような形、それから熊本にとどまってもらえるようなものというのをいろんな形で発信していけたらなというふうに思っております。

以上です。

○吉永和世委員 ぜひ頑張っていたきたいなと思いますが、女性が減ると男性も減るかもしれないから、そこら辺、しっかり対応いただきたいと思います。

○久保田地域振興課長 地域振興課長でございます。

吉永委員からの御指摘の部分につきまして、移住、定住にも直接影響してくる部分でございますので、例えば、資料16ページの熊本ONLINE寄合の中では、いろんな市町村の担当者と参加者の方がオンライン上でグループトークを行う中で、「こういう住み方ができるんだよ」などを本音でトークしていただいています。あるいは、17ページのくまもと移住祭、こちらは有楽町で開催しましたが、中でも、先輩移住者のトーク

ショーも実施しておりますし、先ほど御説明させていただきましたけれども、実際に空き家バンクを活用して住んだ方をオンラインで結んで、「こういう暮らし方をしているよ」というところも御紹介しております。実際に様々な方法を使って、熊本に住むという魅力を伝えていくことは大事ななと思っておりますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また一方で、仕事という部分も非常に大事だと思っており、県外にお住まいの方に、熊本で働くということ、熊本ではこういう仕事があるといったところを発信していくということも大事だと思っておりますので、今後しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○濱田大造委員 ちょっと戻って申し訳ないんですけども、8ページのキャッシュレス決済に関してなんですが、金融機関とも協力してやられていると思うんですが、大手の企業とか従業員が50人以上とかいう企業は、もうキャッシュレスで全部やっていると思うんですね。ですから、対応できてないのが15人以下の零細企業とかで、いまだに紙媒体で税金を全て納めると。これは、やはり金融機関と協力してオンラインで全部できるんだということは何らかの方法で促していくしかないと思うんですが、その辺、今どうなっているのか教えてください。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

キャッシュレスの浸透といいますか、このあたりは、今日は県税の話と県の収入についての御説明を差し上げたところなんですけれども、例えば、国におきましても、確定申告ですとか、もろもろの手续がやっぱりなかなか

か電子のほうに行きにくいというふうなお話もいただいております、国のほうと話をしておりますのは、やはりそういったことを、先ほどのくまもとDX推進コンソーシアムみたいな企業さんがいっぱい入ってらっしゃるような場で、とにかくいろいろ情報を発信して、PRをしていくということがまず大事なんじゃないかということで話をしているところでございます。

コンソーシアムの場に限らず、いろんな場で国と連携しながら、電子、キャッシュレスへの移行、そのあたりを促してまいりたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 ぜひ、金融機関から後押ししていただいてやるというのが一番効率的だと思います。これをうまくやらない限り、全然、デジタル化とアナログを、ずっと県も両方2本立てでやっていく必要が生じますので、ぜひよろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。
ほかに。

○松田三郎委員 先ほどの吉永委員の質問のやり取り関連ですけれども、久保田課長、非常に頑張ってくださいしておりますが、移住、定住は何も地域振興課だけで完結するというか、全てできるわけではないという中で、いろいろ県庁の中でも、あるいは民間とも連携を取りながらやっていかなければならないという中で、先ほどのスタートアップ事業の資料全部は見ておりませんが、非常に多岐にわたる、しかも深い質問項目も考えていただいて、こういう集計をしていただいております。

板橋課長の説明の最後に、県庁内の関連の部局ともしっかり情報共有をしてというお話がありました。課長に質問ではございませんが、これがいい例だと思っております。

そして、久保田課長の答弁の中にも、移住、定住をしようかなという人は、どうしても仕事のことを——移住、定住において仕事があるだろうか、雇用の面もあって労働雇用創生課も御出席だと思っておりますし、例えば、子育て支援がどれぐらい充実してるかなという関心があるならば、県庁でいうと子ども未来課とか、そういう中で考えておりましたら、20ページのところに、新たな観光スタイルという文言がワーケーションのところに載っておりました。

これは、以前申し上げたかもしれませんが、九州観光機構の今会長の唐池さん、かつてJR九州の社長、会長をなさった方でございまして、この方のあるところでのお話の中に、これからの観光というのは、単にこの入り込み客数が多い少ないというところももちろん大切だけれども、そういうところだけではなくて、やっぱりいかにリピート率を上げる、リピーターを増やすかというところに主眼を置いたほうがいいんじゃないだろうか。

というのは、例えば、ビジネスとかなんかで、1回短時間あるところに行った、非常によかったので次は観光者として旅行してみよう、それが半日であったり日帰りであったり、もっといいところが周辺にあるらしいというので1泊で行こうかと、1泊で行ってよかったので、じゃあ2泊、3泊連泊しようかと。最後は移住を考えよう、あるいは定住を考えようというところまでのスパンで考えると、行政のほうも、最終的には移住、定住していただくと、そこで納税なり購買も発生するわけでしょうから必要じゃないだろうかという話を聞いて、既になさっているとは思いますが、県庁内の観光部門と一定の連携はあるとはいえ、何かこのスタートアップ事業みたいな感じのアンケートのように、何かこう強い結びつきがあるのだろうか。今日、観光振興課も、観光企画課ですかね、久原課長もお見えでございますが、双方どちらからでも

結構でございますが、さらにそういう意識を持って、この移住、定住を、ゴールとは言いませんけれども、そこに結びつけていく連携なり協力がさらに必要になってくるのではないかと思いますけれども、何かそういうのは、これからのことでも結構でございますし、これまでのことでも結構でございます。何かありましたら、お願いします。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

ただいまの松田委員の質問に対してお答えさせていただきます。

コロナ禍の取組の中で、新たな旅のスタイルという形で、うちのほうが今ワーケーションを推進することで、今おっしゃられた交流人口、関係人口のほうの拡大を図って、最終的には移住人口につなげていくというような取組を行っているところでございます。

令和2年度に、ワーケーション実施に向けた実証実験というのを実施しておりまして、昨年度、阿蘇や天草地域においてモデルコースというのをつくっております。

また今年度は、昨年度つくりました阿蘇、天草のモデルコースに対して、実際に首都圏の企業にアプローチをかけて、そこでワーケーションを行っていくという取組もこれから行っていこうと思っております。

また、来年度なんですけれども、さらに地域を拡大するような形で、こういったワーケーションの取組を進めることで、移住、定住につながるような部分についても取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 これは、小さいこと、小さくないかもしれませんが、ワーケーションとか今のお話でいくと、観光振興課の予算でやるんですか。それとも地域振興課の予算。

○石井観光振興課長 観光振興課ですけれども、観光振興課の事業でこのワーケーションの事業は実施していくことになります。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 何も久保田課長がなければ、いいです。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の12ページに、移住定住推進本部についての資料をつけさせていただいておりますけれども、こちらの右上が、5月に開催した第1回の推進本部会議、右下が10月に開催した第2回の本部会議で、こちらは庁内の部長級以上の職員がメンバーとなっているものです。課題を共有しながら全庁的に協力する体制を取りながら、各部でそれぞれの事業に取り組んでいるところでございます。

また、女性が住みたくなるスタートアップ事業につきましても、その結果については、部長以上の職員に説明し、課題を共有しているところでございます。このような形で、全庁的にいろんな課題を共有して、各部連携しながら全体的に移住、定住を進めさせていただいているところでございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩本浩治委員 前回の対策委員会でも出てましたよかボス、これとこの女性のアンケート、希望する職種がないとか、賃金の待遇がよくないとかいうことで、一番上がっておるんですね。このよかボスをどういうふうにごこの県外出身者の方々につなげているのか、ちょっとお聞きしたいなど。よかボスだけでも200社近く登録会社があるということでしたが、こういう部分をアンケートの結果をどう

反映しているのか。

それと、このアンケートの中には、地域によっては、女性が台所において、男性は酒飲んでおると書いてあったんですが、こういうのをどういうふうに生かしていくのかお聞きしたいなど。私のところは阿蘇ですから、まるっきりこれなんです。女性は黙って台所におれと。男性は集まって飲む。こういうのをよかボスでどういうふうにごこの面も何か活用していかなければ変わらないんじゃないかなと、そんな感じがするもので、ちょっとよかボスとの関係をお聞きしたいなど思います。

○内村政策調整審議員 健康福祉政策課でございます。

よかボス企業は、皆様御承知かと思っておりますけれども、企業の代表者が自らの仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員の仕事と生活の充実を応援することをよかボスとして宣言した企業ということでございます。11月7日現在で、よかボス登録数が938社、事業所として登録をいただいているところです。

このように、県内の企業様が全体でそういった考えを持って従業員の方を大事にしているんだという機運を醸成していくことが、この目的になっています。そういった企業が県内にたくさんあるということをご内外にアピールすることで、熊本での仕事のやりやすさだとか、子育てを応援している企業がたくさんあるんだということをごPRしていくところが、移住、定住につながるころじゃないかなというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の19ページの左側に、関係人口創出拡

大事業ということで、熊本コンネクションプロジェクトを挙げさせていただいておりますけれども、この取組では、登録会員をLINEで結んでいろんな情報発信をしております。そういった中でも、県内の企業情報を発信していくとともに、その前の17ページで御報告した相談会の中でも、県内の企業情報をPRしてまいります。

現状でも、健康福祉部のほうでもPRは取り組まれておるかと思っておりますけれども、我々もいろんな機会を捉えながら、よかボスを県外の方にもPRすることで、移住、定住につなげていきたいと思っております。

○岩本浩治委員 ぜひ、その登録会社も増えてきてます。ですからそういう面では、熊本も大変こういう面はよその県よりもすばらしいですよとか、そういうことをやはり打ち出していきたいと。これに書いてありますように、自然がよくて水がきれいだとか、それは分かっちゃることなんです。だから帰りたいたいという意味じゃないんだと思うんですよ。あくまでも、やっぱり働きたい職種がある、そして給料は高いということがまず前提にあると思うんですよ。自然がいいというのは、小さいときから育っているわけですから、自然がいいからというのは、一つの理由であって、やはり働くための職種。

女性は黙って台所におれとか、田舎はみんなそういう風習なんです。そういうのをやはりよかボスの中で取り上げて、そういうのはありませんよとか、何かやっぱりしなければ変わらないんじゃないかなと思いたので。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、次に、行政サ

ービスの維持向上に関する件について質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料の29ページ、さつき市町村課長に御説明いただきましたけれどもですね。

私、実は総務委員会に属してますので、明日も同じような説明聞くかもしれませんが、この国の要請とかプランの方向性、8割が地下水という——これは結局あれですか、なかなか国の要請に従うのは難しいというような話ですかね、これ。今のプランの方向性の結論のところを見ると。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

今回、国からの要請というのは、広域化を推進するプランを作成して欲しいというものでございます。この趣旨、目的は、将来の人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大を見据え、持続可能な経営をいかに進めていくか、その一つの方策として広域化を進めていこうというものでございます。

国は、広域化や効率化を進めていく上で、施設の統廃合が投資的費用を安くでき、非常に効果的であると説明しており、本県でもそうした進め方ができないか市町村と話をしてまいりました。

ところが現実には、この資料にも書いておりますけれども、本県では地下水を使った簡易な浄水施設が多く、これを大きな施設に造り替えて、長い管を引っ張っていくことは、逆にコストがかかってしまうという問題がございます。

将来の維持管理コストをいかに抑えていけるかが大事ではないかという現場の意見も踏まえ、現在はソフト面を中心に市町村と協議をしております。

経営の統合なども含め、最終的には何が一番効果的かを検討してまいります。

説明は以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。他県と比べて、いい意味での特殊性があるので施設の統合にお金をかけてまでは必要ないだろうと。ただ、ここに書いてあるように、経営環境が厳しくなるというのは想像されるということでしょうから、そういう意味では、全国的な国の要請のようなプランにはならないかもしれないけれども、実際そこに行かないようにということでしょうかね。明日はもう黙っておきます。

○緒方勇二委員長 私から関連してちょっと言わせてください。

給水人口が5,000人以下でありながら——これは五木村の話ですよ。国の代替地造成に伴う水道施設、あまりにも過大で身の丈に合っていない。もともとが沢の水を飲んでいた人が、高度処理するものですから、これの更新費用の維持管理。

ですから、せんだって水道の広域化で、平井部長のほうから答弁もありましたけれども、地下水が8割だ、維持管理とか、その辺の業務の統廃合というようなことありましたけれども、やはり人口減少がすごく進んで、国の事業も相まって、それまでは沢の水で簡易な水道施設だったものを、国のお金であれば整備されて、今後はどう維持していくのという段階になってますから、この辺も各県内の市町村でいろいろあると思うんですね。その辺も少し加味して、維持できるような仕組みを検討してください。お願いします。

ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、次に、議題3、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますの

で、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として何かありませんか。

○吉永和世委員 すみません。教育のほうからもお越しになっていると思うんですが、学校課題とか地域課題があって、その解決に向けて、学校と家庭とか、あと地域とか連携して課題解決に取り組んでいくというのはコミュニティースクールというのですかね。そのコミュニティースクールが、熊本県は平均すると全国平均を上回っているという話なんですけれども、ただ格差があると。地域間格差が生じているということで、ちょっと指摘を受けたんですけれども、そこら辺の現状が分かれば教えていただきたいんですけれども、分かりますか。

○竹中教育政策課長 教育政策課でございます。

申し訳ございません。今手元に詳細なデータはございませんけれども、確かに市町村によってその取組に差はあるところではございますけれども、ただ、今現在、地域住民の方に、その学校運営に参画をいただいて、地域と学校の結びを強める、または地域学校協働活動等で地域の人材ですとか資源を学校教育活動に生かしていただく、また、その逆で、学校の資源を用いて地域活性化につなげていくという取組は、全ての市町村、その認識を共有しているところでございますので、県教育委員会としても、その取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○吉永和世委員 要は、言いたいのは、地域間格差があるんだったら、地域間格差がなく

なるように、県のほうで指導できるんだったら、ぜひ指導していただきたいというのが願いでございますので、そういった取組をしっかりとしていただきたい。やってないところはゼロというところもあるはずなんですよね。100%のところが多いんですけども、しかし、そのゼロというところがあるということは、やっぱりちょっとどうかなという感じがしますので、ぜひお願いしたいと思いません。

○池田和貴委員 すみません。地方創生に関わる件で、いわゆる食というのが、地方創生の中のいろんなところ、観光とか、ふるさと納税も含めて、食って物すごく大事な一部分だと思うんですよね。

この件について、実は食品衛生法の改正がありまして、今までこの食について、地域で自らいろんなことをやられてこられたので、これも確立しているんですけども、これが食品衛生法の許可基準に合わないと製造できないということがあります。

食品衛生法の改正によって、水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業が、これまで許可は必要じゃなかったんですけども、許可を取らなければいけなくなりました。

例えば、秋田県では、「いぶりがっこ」という漬物が有名なんですけれども、今回のこの改正によって「いぶりがっこ」を製造している人の数割以下がもう多分作れないんじゃないか、許可取れないんじゃないかという話になって、少しマスコミを含めて問題になりました。

熊本県の場合には、その水産製品製造業があって、この中で、雑節や煮干しなんかがこれに含まれるんですよね。雑節といいますと天草市が日本一の生産量を誇ってて、天草市は、これを今後いわゆる地方創生の一つとして育てていこうということを考えているんですけども、今の状況だと年間70億ぐらい生

産額があると聞いてます。

日本一の生産地だということで、だしサミットを1年から2年ぐらい前からスタートして、これをいろんな事業に育てていこうしてるんですけども、今の現状のままでは、この許可を取れない事業者が多く出るんじゃないかということが、実は最近少し分かったということです。

あまり大きな問題になってないんですけども、この地方創生の問題からも必要ですし、食品衛生法を所管しているのは、これは健康福祉部の健康危機管理課なので、この許可基準に合わせてだけやっていると、地方創生や、そういう伝統的なものを作る水産品の振興だとか県産品の振興という意味で、整合性を取っていかなきゃいけない点があるかというふうに思いますので、今回、農政のほうから、農林水産政策課の徳永課長来られているので、この辺、どのように認識して地域のほうとは話されてるんですかね。これが大変だという声があんまり聞こえてこないの、実は私、逆にちょっと心配してるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今御質問がありました雑節に関しましては、地元漁業者が漁獲した水産物を加工していただく施設ということで、大きな問題であるというふうに認識をしております。その上で、やはり健康福祉部、それから商工労働部としっかり連携をしまして、今実態調査など課題の抽出と対策の検討というところを進めているところでございます。若干スピード感を持って、そのあたりは関係課と連携しながら進めてまいりたいというふうに認識をしております。

以上でございます。

○内村政策調整審議員 健康福祉政策課で

ざいます。

食品衛生法の改正に伴う御質問でございます。

今回の法改正の概要を少し触れさせていただきたいと思えます。

食を取り巻く環境変化だとか国際化等への対応を目的としまして、15年ぶりに法が改正されました。平成30年6月に公布されまして、令和3年6月1日までに段階的に施行されてきたものでございます。

この間、県では、リーフレット配布や新聞広報、県ホームページ掲載等を通じて、改正内容の周知に努めてまいりまして、そのほか、保健所による個別相談や関係団体への相談対応などを行ってきたところでございます。

今回の改正では、先ほど委員御指摘のとおり、許可業者が再編されまして、新たに雑節、煮干し製造等の水産製品製造業などが法による許可業種として設定がなされたところでございます。

法施行時点、令和3年6月1日時点で、既に営業していた事業者につきましては、経過措置が設けられておりまして、令和6年5月末までに営業許可を取得する必要がございます。

今般新たに許可対象となりました水産製品製造業のうち、これまで法令等の許可対象外でありました雑節や煮干し、シラス干し等を製造する多くの事業所では、施設設備や使用する水等の実態が許可基準との乖離があって、県としても、現状のままでは許可されないなどの課題があると承知しているところでございます。

また、これまで許可対象業種ではありませんでしたので、県としても、これらの事業者について正確な実態を把握していく必要があるというふうに考えております。

このため、まずは関係部局で連携いたしまして、施設訪問等により実態を把握し、現状

や課題を共有した上で、今後全庁的に対応を検討していくことになるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

農林水産部も健康福祉部も危機感を持っていただいているということで、全庁的にやっていくというお話いただいたので、少し安心したところです。ただ、先ほど課長がおっしゃったように、これは経過期間で令和6年5月31日までなんですよね。再来年の5月31日まで延びていると。

ただ、施設改修とかをやらなきゃいけない場合が多分多々出てくると思うんですよ。特に牛深の雑節の場合には、もともと水道水が足りなかった関係で、塩水を使って雑節作っていたと。今は路木ダムができて、水道供給できて、水道水も使えるようになっているんですけれども、そういったところも施設の問題が出てくるというふうに思いますし、海から吸い上げようとしたときに、異物が入らないような設備をつけなきゃいけないとか、多分許可条件を満足するためには、金額は分かりませんが、設備投資せざるを得ないんだというふうに思うんですね。

そういった意味では、そこが本当に持続可能——その設備投資ができるかどうかも含めて対応するには、令和5年度に、そういうのに支援しようと思えば支援策をつくらなきゃいけませんので、もう来年度予算編成は進んでいるかというふうに思うんですが、ぜひこういったところを踏まえて、今日は総務部長もいらっしゃってますので、ぜひ全庁的な議論の中で、天草市や事業者の話を聞きながら進めていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 ほかになければ、本日の
委員会はこれで閉会します。

これをもちまして、第19回地域対策特別委
員会を閉会します。

お疲れでございました。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

地域対策特別委員会委員長